

平成25年度霧島市工業用水道事業会計資本剰余金の処分について

平成25年度霧島市工業用水道事業会計のうち、譲渡により取得した資産の撤去により発生する損失について、受贈財産を源泉とする資本剰余金10,583,250円をもって埋めるため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成25年2月18日 提出
霧島市長 前田 終 止

（提案理由）

平成25年度霧島市工業用水道事業会計予算において、固定資産の更新を計画しているため、固定資産の取得に伴う除却が生じることから、当該除却に伴う損失について、資本剰余金の一部を取り崩して直接補填しようとするものである。

資料

霧島市工業用水道事業除却資産内訳

施設名	内 容	取得価格 (円)
取水ポンプ設備 (1号井)	水中ポンプ (深井戸用) φ 125× 3 段× 45kw× 1.81 m ³ /min× 98m	6,896,000
	エアチャンバー 0.67 m ³	
1号井電気設備機器費	取水ポンプ盤	3,687,250
合 計		10,583,250